

お客様各位

診療報酬算定方法の一部改正に関するご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび下記のとおり、保医発 0227 第 6 号にて診療報酬の算定方法が一部改正されましたのでご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 2026年3月1日より適用

《一部改正》

改正後	改正前
<p>D006-19 <u>がんゲノムプロファイリング検査</u> (1)～(5) (略) (6) 「注2」に係る規定は、固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、～(略)～次に掲げる抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とした検査を実施した際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を、標準治療後にエキスパートパネルでの検討を経た上で患者に提供し、治療方針等について文書を用いて患者に説明することにより、区分番号「BO11-5」に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合に適用する。なお、この場合には(2)から(5)までを満たすこと。この際、診療報酬明細書の摘要欄に、包括的なゲノムプロファイルの結果を併せて取得した検査の実施日を記載すること。 ア～コ (略) サ <u>固形癌におけるHER2 遺伝子検査</u> シ <u>乳癌におけるESR1 遺伝子検査</u> (7) (略) D006-20～D006-26 (略) D006-27 <u>悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)</u> (1)～(11) (略) (12) <u>HER2 遺伝子検査(大腸癌及び肺癌以外の固形癌に係るもの)</u> HER2 遺伝子検査(大腸癌及び肺癌以外の固形癌に係るもの)は、大腸癌及び肺癌以外の固形癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、本区分の「7」HER2 遺伝子検査(大腸癌に係るもの)の所定点数を準用して算定する。 (13) <u>ESR1 遺伝子検査(乳癌に係るもの)</u> ESR1 遺伝子検査(乳癌に係るもの)は、乳癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、本区分の「7」HER2 遺伝子検査(大腸癌に係るもの)の所定点数を準用して算定する。 D006-28～D025 (略)</p>	<p>D006-19 <u>がんゲノムプロファイリング検査</u> (1)～(5) (略) (6) 「注2」に係る規定は、固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、～(略)～次に掲げる抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とした検査を実施した際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を、標準治療後にエキスパートパネルでの検討を経た上で患者に提供し、治療方針等について文書を用いて患者に説明することにより、区分番号「BO11-5」に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合に適用する。なお、この場合には(2)から(5)までを満たすこと。この際、診療報酬明細書の摘要欄に、包括的なゲノムプロファイルの結果を併せて取得した検査の実施日を記載すること。 ア～コ (略) (新設) (7) (略) D006-20～D006-26 (略) D006-27 <u>悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)</u> (1)～(11) (略) (新設) D006-28～D025 (略)</p>